

令和4年10月1日以降、各申請手数料の 納付方法が変更になります

令和4年9月末日に京都府収入証紙の新規販売が終了することに伴い、各申請手数料の納付方法が変更になります。

つきましては、以下のとおりの取扱いとさせていただきますので、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、既に購入済の収入証紙につきましては、令和5年3月末日までの手続において引き続き使用することができます。

【対象となる手続】

建設業許可、経営事項審査、解体工事業登録、浄化槽工事業登録及び紛争審査会に係る手続

【納付方法】各広域振興局の支払い窓口及び本庁支払い窓口にて、以下の支払い方法により納付
→納付後に発行される「納付済証（原本）」を申請書に貼付し、申請してください。

※コンビニ納付及びオンライン納付には対応しておりませんので、ご注意ください。

①	現金	
②	クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover）	
③	電子マネー（iD、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系電子マネー（PiTaPa除く））	
④	スマホ決済（PayPay、au PAY、メルペイ、楽天ペイ、d払い） ※本庁支払い窓口では、ゆうちょPayも利用可	

【注意事項】

- 「納付済証」の再発行はできません。
- 「納付済証」を紛失された場合、レシート（領収書）をお持ちであっても再度の納付が必要となりますので、「納付済証」は速やかに使用されることをおすすめします。
- 発行された「納付済証（原本）」を申請書に貼付し、レシート（領収書）部分は、各自で保管してください。
- 一つの申請で、収入証紙と「納付済証」を組み合わせたの申請はできません。
- 証紙の販売期間：令和4年9月末日まで
証紙の使用期限：令和5年3月末日まで
未使用証紙の還付：令和4年10月から令和9年9月末日まで
- その他詳細は京都府会計課HP等をご確認ください。



問い合わせ先 京都府建設交通部指導検査課建設係 (075-414-5222)